無菌調剤室の共同利用に関する指針

薬局名

開設者

１　総則

１－１．趣旨

無菌調剤室を有しない　　　　　　　　　　　　　　　　　　薬局（以下、当薬局とする）の薬剤師が、ほうらい薬局の無菌調剤室を利用して行う無菌調剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、本指針を策定する。

１－２．契約に基づく実施

当薬局は、無菌製剤処理を要する医薬品が含まれた処方箋を受け付けた場合、一般社団法事福島県薬剤師会との契約に基づき、ほうらい薬局の無菌調剤室を利用して当薬局の薬剤師が無菌調剤を行う。

２　共同利用する設備

当薬局が、ほうらい薬局で利用する設備は、無菌調剤室及び無菌調剤室内で行う無菌製剤処理に必要な器具・機材のみとする。

３　共同利用のための体制整備

３－１．研修

　当薬局では、開設者の責任の下、薬剤師に対して無菌調剤に関する研修を継続して受講させるものとする。なお、研修の内容については、別途研修記録を残しておくものとする。

３－２．事故報告に関する体制整備

当薬局の薬剤師がほうらい薬局の無菌調剤室を利用して無菌調剤を行った際に発生した調剤事故などに適切に対応するため、当該薬剤師は自薬局とほうらい薬局双方の管理者に速やかに報告できる体制を整備する。

なお、報告すべき事項、報告の方法、報告に基づく改善措置、報告書の保存等については、当薬局の医療安全管理指針に準ずるものとし、具体的な方法についてはほうらい薬局と協力の上別途定める。

※別紙、調剤事故発生時の報告手順書（別紙３）を参照

３－３．管理体制

当薬局の薬剤師がほうらい薬局の無菌調剤室を利用して無菌調剤を行う際は、ほうらい薬局の管理薬剤師の監督を受けるものとする。

４　その他

当指針は、ほうらい薬局の開設者の協力を得て作成し、必要に応じ改訂する。

作成日 平成　　　年　　　月　　　日

調剤事故等発生時の報告手順書







